

お客様各位

2024年11月27日
大阪市西区靱本町一丁目20番13号
Japan電力株式会社

【お詫び】 附帯サービス料金誤請求に関するお詫びとご返金のご案内

平素は当社電力供給サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。
この度、当社が提供している電力供給サービスに関し、下記対象期間までにご契約いただいたお客様の附帯サービス料金（具体的には「つながる修理サポート（Z）」）を誤って算出及び請求していたことが発覚いたしました。つきましては当該誤請求の詳細及び、その清算方法について下記をご確認くださいようお願い申し上げます。
対象のお客様に対し、当社の不手際によりご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないよう、万全を期す所存でございますので、何卒ご理解賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、大変お手数ではございますが下記の当社問合せ窓口よりお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

記

■対象期間及び、対象のお客様

2024年9月30日までに、当社の「くらしプランT」または「しごとプランT」を新規にご契約いただいたお客様。

※2024年10月1日以降に電力供給開始されたお客様は対象ではございません。

■誤請求の内容

当社の附帯サービスを新規にご契約頂きました際、本来、附帯サービスの利用開始日および料金の発生日は、電気の供給開始日の属する月の翌々月1日となっておりますが、誤って電気の供給開始時から附帯サービス料金を請求しておりました。

■請求内容の調整について

お客様に請求した附帯サービス料金について、下記の相殺控除による返金を行います。

<相殺控除の方法>

- ・2024年11月検針日から2024年12月検針日の前日までの期間における利用料金の請求(以下「2024年12月請求電気料金」といいます。)から、返金金額相当を相殺控除することにより返金いたします。
- ・なお、2024年12月請求電気料金が、相殺控除額に満たない場合や、本ご案内文書到着時点で、既に当社サービスをご解約済みであり、相殺控除が出来ないお客様におかれましては、後日、当社より該当のお客様に対し、電話等にて返金先の金融機関口座等のヒアリングを行いますこと、併せてご認識のほどお願い申し上げます。

■問い合わせ窓口

本件に関するお問合せにつきまして、下記電話番号または当社HPのお問い合わせフォームよりご確認いただきますようお願い申し上げます。

Japan電力お客さまサポートセンター： 050-3161-1885（土日祝除く9:00～17:00）

以上